

## 決済法制（資金決済法・割賦販売法）の改正とビジネスへの影響

令和2年7月8日

弁護士法人中央総合法律事務所  
弁護士 堀越 友香  
弁護士 本行 克哉

令和2年6月5日に成立し、同月12日に公布された「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」により、資金決済法が改正されました（改正後の資金決済法を以下「新資金決済法」といいます。）。

また、令和2年6月16日に成立し、同月24日に公布された「割賦販売法の一部を改正する法律」により割賦販売法が改正されました（改正後の割賦販売法を以下「新割賦販売法」といいます。）。

本稿では、それぞれの法の概要を解説するとともに、これらの法改正が今後の決済ビジネスにどのような影響を及ぼし得るかについて考察します。

なお、新資金決済法及び新割賦販売法の施行日は公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日とされていますので、新資金決済法については令和3年6月11日までに、新割賦販売法については令和3年6月23日までに施行されることとなります。

### 1 資金決済法の改正の概要

#### (1) 改正の経緯及びポイント

現行の資金決済法（以下「旧資金決済法」といいます。）では、資金移動業者が取扱可能な送金額の上限は100万円とされています。

しかしながら、近年、資金移動業者による取扱件数及び金額は着実に増加し、その送金ニーズとしては、100万円超のものから、5万円未満のものまで様々となっています。

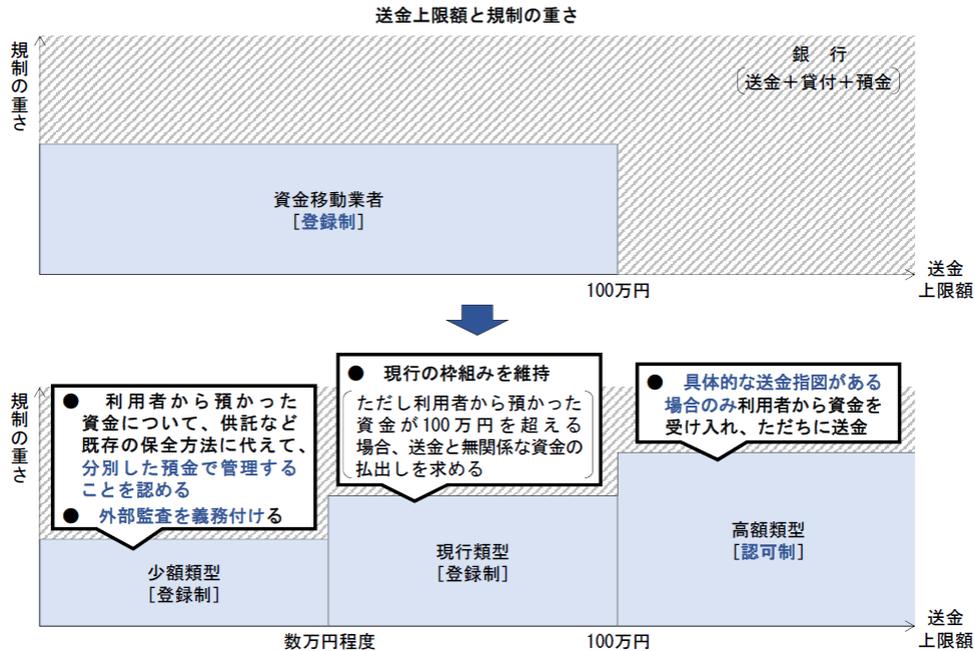
そのため、新資金決済法では、100万円超の送金を可能にするとともに、資金移動業に種別を設け、送金額やリスクに応じてそれぞれ過不足のない規制を適用することとしました。

具体的には、①100万円以上の高額送金を取扱可能な新しい種別（高額類型）については認可制を新たに導入し、②100万円未満の送金を取扱可能な現行の枠組みは維持しつつ（現行類型）、③数万円程度未満の少額送金を取扱可能な新しい種別（少額類型）を新たに導入して、利用者資産の保全方法

に関する規制を緩和することとしました。

### 資金移動業：規制の柔構造化

- 資金移動業に類型を設け、送金額・リスクに応じた過不足のない規制を適用する。
- 具体的には、①高額送金を取扱可能な新しい類型（認可制）を創設するとともに、②少額送金を取り扱う類型について利用者資金の保全に係る規制を合理化する。



〔出典：金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料」（以下、「説明資料」といいます。）（2020年3月）8頁〕

## （2）資金移動業の種別（少額類型と高額類型の新設）

新資金決済法では、資金移動業に「第一種資金移動業」（高額類型）、「第二種資金移動業」（現行類型）、「第三種資金移動業」（少額類型）の種別を設けることとされました（新資金決済法36条の2第1項乃至3項）。

資金移動業者は、利用者利便を確保する観点から、後述の保全すべき額を類型ごとに管理すること等を前提に、複数の種別を併営することが可能です。

なお、新資金決済法施行の際、現に資金移動業の登録を受けている者は、第二種資金移動業を営む資金移動業者として同条の登録を受けたものとみなされることとなります（附則7条1項）。ただし、当該業者（みなし登録第二種業者）は、内閣府令で定める期間内に新資金決済法38条1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条2項に規定する内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に提出する必要があります（附則7条2項）。

資金移動業の種別	定義
第一種資金移動業	資金移動業のうち、第二種資金移動業及び第三種移動業以外のもの
第二種資金移動業	資金移動業のうち、少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと（第三種資金移動業を除く。）
第三種資金移動業	資金移動業のうち、特に少額として政令で定める額 <sup>1</sup> 以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと

### （３）資金移動業の種別の登録

資金移動業の登録を受けようとする者は、登録申請書を内閣総理大臣に提出する必要がありますが、新資金決済法では、登録申請書の記載事項に「資金移動業の種別」が追加されました（新資金決済法 38 条 1 項 7 号）。

これに伴い、資金移動業者は、資金移動業の種別を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けることとされました（新資金決済法 41 条 1 項）。

### （４）第一種資金移動業（高額類型）における業務実施計画の認可

資金移動業者は、第一種資金移動業を営もうとするときは、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を定め、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受ける必要があります（改正資金決済法 40 条の 2 第 1 項）。

- ① 為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合にあっては、当該上限額
- ② 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法
- ③ その他内閣府令で定める事項

特にシステムリスク管理やセキュリティ対策（上記②）、マネーローダリング及びテロ資金供与対策等に関して、他の種別の資金移動業者と比較して高度な体制整備を求められることになると考えられます<sup>2</sup>。

### （５）利用者資金の保全規制（履行保証金の供託等）

#### ア 種別ごとの履行保証金の供託等

<sup>1</sup> 政令で定める額について、公共料金や宿泊料金等の支払いに利用されることも想定し、利用者利便を損なわないためにも 5 万円という額が提示されています（金融審議会決済法制及び金サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告（2019 年 12 月 20 日）（以下、「WG 報告」といいます。） 10 頁脚注 18）。

<sup>2</sup> WG 報告 6 頁

新資金決済法では、資金移動業の種別ごとに、種別に応じて定める期間内に履行保証金を供託し、又は履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約の締結をしなければならないこととされました（新資金決済法 43 条 1 項）。

ただし、2 以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者であって、その営む種別の全部又は一部について履行保証金の供託に係る種別ごとの算定期間等が同一である者は、内閣総理大臣に届出書を提出することで当該種別について一括して履行保証金の供託等を行うことができます（新資金決済法 58 条の 2 第 1 項）。

資金移動業の種別	
第一種資金移動業	各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間内に供託すること
第二種資金移動業又は第三種資金移動業	一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間における第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日（基準日）から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間内に供託すること。

## イ 保全のタイムラグの縮小

旧資金決済法では、前週の実績に基づいて保全額が決定されるため、タイムラグがあり、保全額の不足・過剰が生じるとされていましたが、新資金決済法では、1 週間以内で「資金移動業者が定める期間」ごとに、履行保証金を算定することとされたことにより、よりタイムリーな保全を図る資金移動業者の自主的な努力を阻害しない枠組みとされました（ただし、第一種資金移動業については日次での算定が必要とされました）。

また、旧資金決済法では、保全すべき額の算定日から実際に保全が図られるまでの期間についても、1 週間以内とされていましたが、これも利用者保護の観点から内閣府令においてさらに期間を短縮することが可能な枠組みとされました。特に第一種資金移動業を営む資金移動業者に関しては、利用者資金の全額保全をより確実なものとする観点から、上記タイムラグをできる限り短期化することが必要と考えられており、いわゆ

る外国為替証拠金取引業者（FX 業者）の例を参考に、各営業日から 2 営業日以内に保全を図るよう内閣府令で定められる可能性があります<sup>3</sup>。

## ウ 利用者資金の保全方法の柔軟化

利用者資金の保全方法としては、上記のとおり①供託、②履行保証金保全契約、③履行保証金信託契約の方法がありますが、旧資金決済法では、③の方法を用いる場合には、内閣総理大臣の承認を受ける必要があり、かつ、①、②の方法と併用することはできませんでした。

新資金決済法では、③の方法について承認制を届出制に改め、①、②の方法と組み合わせることが可能になりました（新資金決済法 45 条 1 項）。

なお、新資金決済法施行の際、現に③の方法について承認を受けているみなし登録第二種業者は、その営む第二種資金移動業に関し、新資金決済法施行日に③の方法についての届出をしたものとみなされることとなります（附則 12 条 2 項）。

### 資金移動業：利用者資金の保全規制

- 資金移動業者は、送金を行おうとする利用者から資金を受け入れる。
- 現行規制上、利用者資金は安全な方法により保全することが求められているが、利用者保護のさらなる向上や事業者の規制対応コストの削減の観点から見直しを行う。

#### 保全のタイムラグの縮小

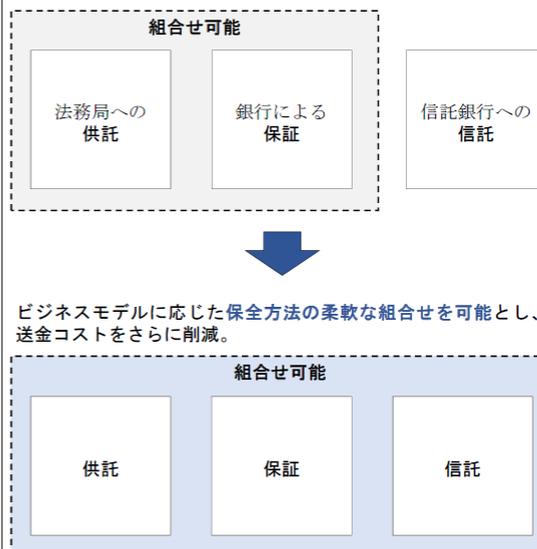
【現行】利用者資金は週ベースで管理。前週の実績に基づいて保全されるが、タイムラグがあり、不足・過剰が生じうる。

	利用者資金 預かり額 (実績)	規制上の 要求保全額
第 1 週	9 億円	前週の実績に基づき保全 9 億円
第 2 週	10 億円	9 億円
第 3 週	8 億円	10 億円
第 4 週	9 億円	8 億円

類型ごとのリスクの違いにも留意しつつ、可能な限りタイムラグを縮小。

#### 保全方法の組合せ

【現行】保全方法として、①供託、②保証、③信託が認められているが、組合せに制約。



〔出典：説明資料 9 頁〕

<sup>3</sup> WG 報告 7、8 頁

## エ 第三種資金移動業（少額類型）における規制緩和（分別管理）

第三種資金移動業を営む資金移動業者は、預貯金等管理割合等<sup>4</sup>を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとされました（新資金決済法 45 条の 2 第 1 項柱書前段）。

この場合には、未達債務の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額以上の額に相当する額の金銭を預貯金等管理方法<sup>5</sup>により管理する必要があります（同項柱書後段）。

また、当該資金移動業者は、預貯金等による管理の状況及び財務に関する書類について、公認会計士等の監査を受けなければならないこととされました（新資金決済法 45 条の 2 第 2 項）。

### （6）資金移動業の種別に応じた滞留規制

資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものを保有しないための措置を講じなければならないこととされました（新資金決済法 51 条）。具体的には、利用者 1 人当たりの受入額が 1 件当たりの送金上限額を超えている場合、①利用者資金が為替取引に関するものであるかを資金移動業者内で確認し、②仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、利用者に払出しを要請し、利用者がこれに応じない場合、払出しを行うといった措置が内閣府令や事務ガイドラインで定められることが考えられます<sup>6</sup>。

また、第一種資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対し、移動する資金の額等が明らかでない為替取引に関する債務を負担してはならず、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等を超えて為替取引に関する債務を負担してはならないこととされました（新資金決済法 51 条の 2）。これは、高額送金を取り扱う資金移動業者が破綻した場合に利用者に与える影響や社会的・経済的な影響を極小化するため、こうした事業者が受け

---

<sup>4</sup> 「預貯金等管理割合」とは、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務のうち預貯金等管理方法により管理する額の当該未達債務の額に対する割合をいいます（新資金決済法 45 条の 2 第 1 項）。

<sup>5</sup> 「預貯金等管理方法」とは、銀行等に対する預貯金（資金決済法の規定により管理しなければならないものとされている金銭であることがその預貯金口座の名義により明らかなものに限り、）により管理する方法その他の内閣府令で定める方法をいいます（新資金決済法 45 条の 2 第 1 項 1 号）。

<sup>6</sup> WG 報告 8、9 頁。この場合において、利用者資金と為替取引との関連性を判断するにあたっては、利用者ごとに①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮することが考えられるとされています。

入れる利用者資金については、厳格な滞留規制を課すことが必要と考えられたためです<sup>7</sup>。

さらに、第三種資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対し、政令で定める額を超える額の為替取引に関する債務を負担してはならないこととされました（新資金決済法 51 条の 3）。利用者 1 人当たりの受入額を少額とすれば、資金移動業者が破綻した場合でも、個々の利用者が被る影響を限定的なものとすることができ、これを前提として前述の規制緩和が認められたものと考えられます<sup>8</sup>。

### （7）一定の収納代行業者について資金移動業登録を義務化

新資金決済法では、収納代行のうち、いわゆる「割り勘アプリ」等が「為替取引」に該当することを確認することとしました。

具体的には、収納代行<sup>9</sup>であって、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとされています（新資金決済法 2 条の 2）。

具体的には、内閣府令によって為替取引に該当する収納代行の範囲が限定されることとなりますが、宅配業者の代金引換、コンビニの収納代行、メルカリ等で用いられているエスクローサービス等は、規制の対象外とされる見通しです。

---

<sup>7</sup> WG 報告 6 頁

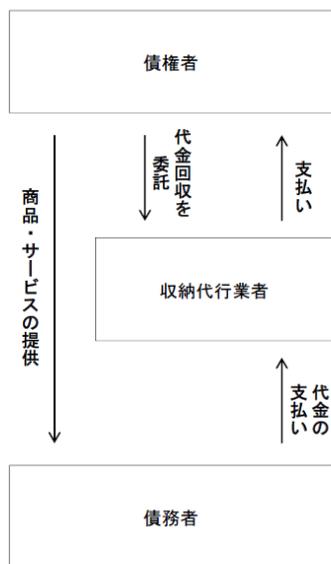
<sup>8</sup> WG 報告 5、10 頁

<sup>9</sup> 新資金決済法では、金銭債権を有する者（受取人）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）とされています。

## 収納代行への対応

- 債権者の委託を受け、債務者から代金を回収（収納代行）する事業者は、従来、資金決済法の規制対象外。
- 近年登場した、「収納代行」と称しつつ実質的には一般利用者間の送金サービスを提供する事業者について、利用者保護の観点から、資金移動業の登録を求めることを明確化。

収納代行のイメージ



収納代行の種類と規制の適用

資金移動業の登録を求めることを明確化
<p>「割り勘アプリ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 例えば、宴会の精算に用いられる。その場合、債権者は幹事、債務者は参加者となる。</li> <li>● 「収納代行」と称しているものの、実質的には一般利用者間の送金サービス。</li> </ul>
現状（規制なし）維持
<p>宅配業者の代金引換・コンビニの収納代行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者保護上の深刻な問題は指摘されていない。</li> <li>● 債権者が事業者であり、かつ、債務者（一般利用者）に二重支払いの危険がないものについては利用者保護上の懸念は少ない。</li> </ul>
<p>エスクローサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● インターネットモールにおいて、一般利用者間の物品取引に際して用いられる。</li> <li>● エスクローサービス自体が、利用者保護の機能を果たすエコシステムであるとの指摘がある。</li> </ul>

〔出典：説明資料 10 頁〕

### （８）前払式支払手段発行者

前払式支払手段に関しても、近年の新しいタイプの前払式支払手段の登場や資金移動業との平仄を合わせる観点から、新資金決済法において以下のような改正がなされました。

#### ア 利用者の保護等に関する措置

近年では、情報通信技術の発展に伴い、容易に他者に譲渡することが可能なタイプの前払式支払手段が登場してきており、これらの手段に関しては、架空請求を通じた詐欺被害や、公序良俗を害するような不適切な取引への利用が懸念されています<sup>10</sup>。

そのため、新資金決済法では、前払式支払手段発行者は、内閣府令で定めるところにより、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされました（新資金決済法 13 条 3 項）。

具体的には、前払式支払手段発行者に対し、譲渡可能なチャージ残高の上

<sup>10</sup> WG 報告 12、13 頁

限設定や、繰り返し譲渡を受けている者の特定等の不自然な取引を検知する体制整備を求めることが考えられるとされており<sup>11</sup>、これらの内容が内閣府令において定められる可能性があります。

なお、本資金決済法の施行に先立ち、令和2年6月26日、前払式支払手段発行者および資金移動業者について、事務ガイドラインにて、近年の不正利用やシステム障害等の事案を踏まえた、システムリスク管理態勢整備の内容を具体化する改正が行われ、同日より施行されています<sup>12</sup>。

## イ 委託先に対する指導

旧資金決済法では、資金移動業者に求められている業務の外部委託先の管理体制の整備が前払式支払手段発行者には法律上求められていませんでした。

そのため、新資金決済法では、資金移動業者に対する規制と平仄を合わせる観点から、前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託した場合には、当該委託に係る業務の委託先に対する指導等の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされました（新資金決済法21条の2）。

## ウ 業務改善命令

上記同様、資金移動業者に対する監督権限と平仄を合わせる観点から、業務改善命令の発出要件を拡大し、内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該前払式支払手段発行者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされました（新資金決済法25条）。

## 2 割賦販売法の改正の概要

### (1) 改正の経緯及びポイント

割賦販売法については、平成22年改正までは主にクレジット取引における消費者保護の強化を目的として、平成29年改正では特にクレジットカード番号の適切な管理による安全・安心なクレジットカード利用環境の実現を目的として、法改正が行われてきました。

---

<sup>11</sup> WG 報告 12、13 頁

<sup>12</sup> [https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200626\\_shikinkessai/bessi2.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200626_shikinkessai/bessi2.pdf)

今回の改正では、決済テクノロジーの進展により、決済サービスの提供主体やサービス内容が多様化している現状を踏まえて、安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境の整備という目的の下で、以下の3つの点の改正が行われました。

- ① 極度額が少額の分割後払いサービスについて、新たに登録制度を創設
- ② 包括信用購入あっせん業者（クレジットカード発行会社）について、現行の信用可能見込額調査に代えて、新たな審査手法を認定する制度を創設
- ③ 決済代行業者、QRコード決済事業者、ECモール事業者等について、クレジットカード番号等の適切管理を義務化

## （2）少額の分割後払いサービスについて新たな登録制度の導入

### ア 新たな登録制度導入の経緯と概要

上述のとおり、新資金決済法では、送金ニーズの多様化を受けて、送金額の多寡に応じて資金移動業者を三種類に分けることになりました。

新割賦販売法においても、極度額10万円<sup>13</sup>以下という少額の分割後払いサービスのみを提供する事業者について、現行の包括信用購入あっせん業者とは別に、登録制度が創設されました。この新たな登録制度で登録を受けた事業者は、「登録少額包括信用購入あっせん業者」と呼ばれます（新割賦販売法35条の2の3）。

### イ 財務要件の緩和

登録少額包括信用あっせん業者の登録要件は、従前の包括信用購入あっせん業者と比べて、特に財務要件が緩和される見込みです（新割賦販売法35条の2の11第1項3号参照）。

具体的な要件内容は、今後省令で定められる予定ですが、割賦販売小委員会報告書によれば、現行の包括信用購入あっせん業者の財務要件に比べて、例えば、以下のように緩和されることが提示されています<sup>14</sup>。

	現行の包括信用購入あっせん業者	登録少額包括信用あっせん業者
純資産要件	登録時に以下を満たすこと (資産－負債)	登録時に（資産－負債）が負の値でないこと、かつ、以下のいずれかを満たすこと ①登録時にグループ全体で左記基準を満たす

<sup>13</sup> 経済産業省「割賦販売法の一部を改正する法律案の概要」より。この具体的な極度額は今後政令で定められる予定です。

<sup>14</sup> 産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 報告書「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」（令和元年12月20日）10頁

	≧ 資本金×90%	②事業開始から5年以内に左記基準を満たす ③事業開始から5年以内に一定額以上（例えば、1,000万円以上）の純資産を保有する
資本金要件	2000万円以上	要件として課さない

## ウ 登録少額包括信用購入あっせん業者の与信審査手法

登録少額包括信用購入あっせん業者は、現行の利用者の支払可能見込額調査は義務づけられず（新割賦販売法35条の2の3第2項による30条2の排除）、「利用者支払可能見込額」<sup>15</sup>を算定し、当局の事前・事後チェックを受けることとなります。当局の審査基準は今後省令で定められますが、概要は以下のとおりです。

### ① 事前チェック

利用者の支払能力に関する情報を、高度な技術的方法を用いて分析することにより利用者支払可能見込額を算定し、当該算定方法について登録時に当局のチェックを受ける（新割賦販売法35条の2の9第1項第4号、35条の2の11第1項第11号）。

### ② 事後チェック

定期的に利用者支払可能見込額の算定の実績等を当局に報告する（新割賦販売法35条の2の7）。

## (3) 新たな与信審査手法の認定制度

現行の包括信用購入あっせん業者についても、当局の認定により、支払可能見込額調査の代わりに、利用者支払可能見込額による審査を行うことが可能になります。

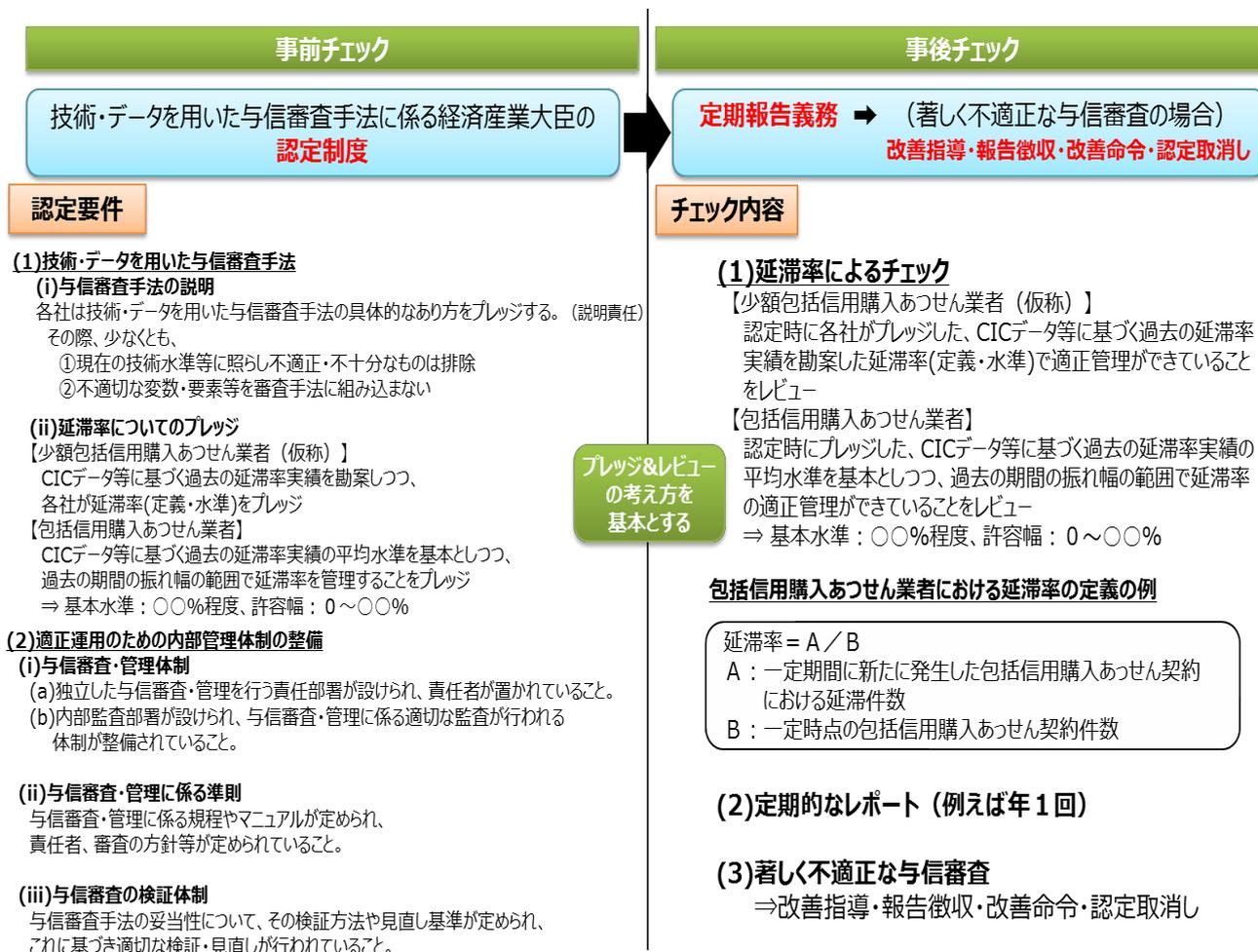
この場合、上述の登録少額包括信用購入あっせん業者の場合と同様に、当局の事前チェックと事後チェックを受けることとなります（新割賦販売法35条の5の4、35条の5の5第4項）。上述のとおり、当該チェックにおける審査基準は今後省令で定められますが、割賦販売小委員会報告書では以下のような枠組みが示されています<sup>16</sup>。

なお、この利用者支払可能見込額を算定するために必要な事項の調査を

<sup>15</sup> 「利用者支払可能見込額」は、「最低限度の生活の維持に支障を生ずることなく、利用者が包括信用購入あっせんに係る購入等の方法により購入する商品等の支払に充てることができる見込まれる額」と定義されています（同法30条の5の4第1項）。ここでは、現行の「包括支払可能見込額」のような一律的な算定方法の規定は避けられており、「高度な技術的方法を用いて分析することにより算定する」として算定手法により規定され、求められる手法の詳細は省令で定められることが見込まれます。

<sup>16</sup> 割賦販売小委員会報告書23頁

行う場合も、現行の支払可能見込額調査と同様に、指定信用情報機関が保有する信用情報を利用することが義務づけられています（新割賦販売法 30 条の 5 の 5 第 2 項）。



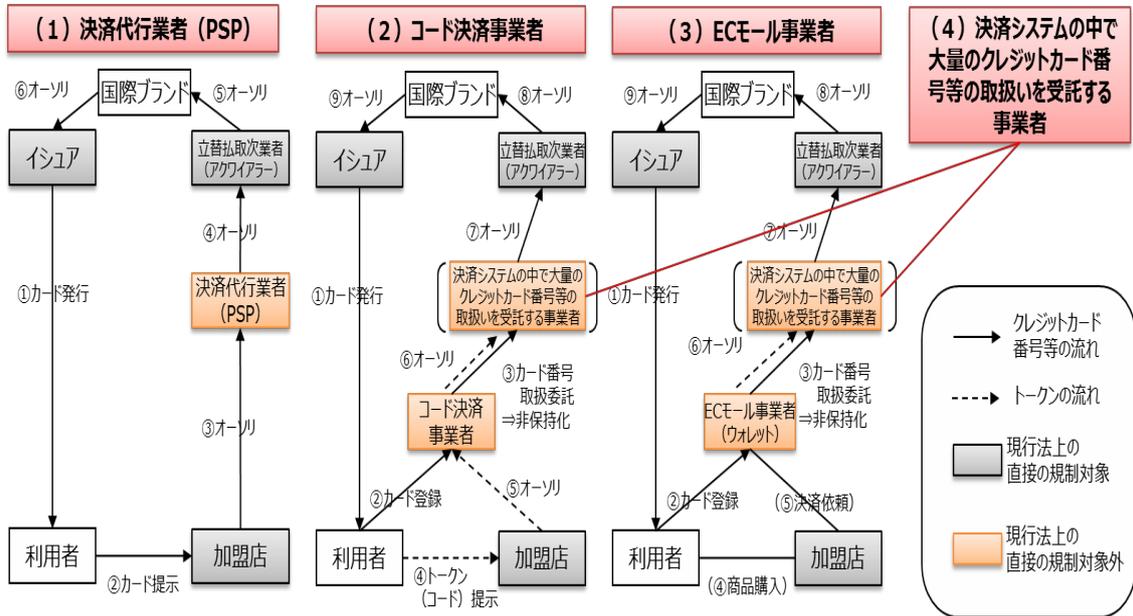
【出典：割賦販売小委員会報告書 23 頁】

#### (4) QRコード決済事業者等についてクレジットカード番号等管理の義務化

クレジットカード番号等の漏洩や不正利用を防止するため、現行法上、イシュア（クレジットカード発行会社）、アクワイアラー（加盟店との契約締結においてクレジットカード利用の承諾権限を有する者）及び加盟店には、クレジットカード番号等を適切に管理する義務が課せられています（割賦販売法 35 条の 16 第 1 項 1 号～3 号、35 条の 17 の 9）。

近時、かかる規制の対象外であったコード決済事業者等において、クレジットカードの不正利用事案が相次いだことを踏まえて、本改正により、決済システムにおいて大量のカード番号等を取り扱う事業者（決済代行業者、QRコード決済事業者、EC モール事業者等）について、クレジットカード番号

等を適切に管理する義務が課されることになりました（新割賦販売法 35 条の 16 第 1 項第 4 号～第 7 号）。



〔出典：割賦販売小委員会報告書 27 頁〕

### 3 今後の決済ビジネスに与える影響

#### (1) 高額類型送金サービスの活用

旧資金決済法では認められていなかった 100 万円超の送金を行うことができる第一種資金移動業（高額類型）が認可を前提に解禁されました。システムリスク管理、セキュリティ対策、AML/CFT 対策などに関して高度な態勢整備や厳格な滞留規制への対応は必要となりますが、英国の Payment Institution などと同様、例えば、高額の海外企業間の送金など一定の送金ニーズに応える資金移動業者が現れることが想定されます。

#### (2) 利用者資金の保全方法の柔軟化による送金サービスへの新規参入の促進

前述のとおり、利用者資金の保全方法としては、①供託、②保証、③信託という 3 つの方法があり、それぞれ以下のような課題を抱えています。各保全方法の併用が可能となったことにより、資金移動業者としても、保全のハードルが下がり、ひいては新規参入が容易となることが想定されます。

例えば、業務の中で要保全金額の最低見込額までは供託を用い、これを超えて変動が見込まれる額については、払戻しが容易な信託を用いる、資金を流動資産として使いたい場合には、保証を用いるなどといった保全方法も考えられます。

保全方法	メリットと課題
①供託	供託の保全方法に関しては、コストは低廉に抑えられるというメリットはありますが、供託金の払戻しの事務負担が重いという課題もあります。今後、供託金の払戻しを電子化して迅速な払戻しが可能となれば、より保全方法として活用しやすくなるため、今後の制度の見直しが期待されます。
②保証	保証の保全方法は、資金移動業者にとっては手元に資金を置いておくことができるという点でメリットがありますが、保証を行う銀行にとって、当該保証が資金移動業者に対する信用供与となり、銀行法上の大口信用供与等規制との関係で、保証可能額に一定の上限があります。そのため、多額の保全を要する資金移動業者としては、複数の銀行に対して保証委託を行う必要が生じます。また、銀行に対して保証料を支払う必要があります。
③信託	信託の保全方法を用いるには、前述のとおり、あらかじめ届出を行うこととで足りることとなり、信託した金銭の払戻しに関しては当局の承認等は不要です。他方、信託銀行等は資金移動業者をモニタリングする必要があるため、信託報酬が高くなるという課題もあります。今後、信託銀行等において効率的なモニタリングのためのシステムを開発するなどにより信託報酬の低廉化が図られることが期待されます。

また、今後、労働法制の改正により、ペイロール・カード（給与支払カード）により賃金の支払いを行うことが可能となれば、給与支給日に資金移動業者を利用した送金が集中する可能性もあります。この際、資金移動業者としては、要保全額が一時的に急増することがあり得ますが、上記のような保全方法の柔軟化は、このようなビジネスへの参入も容易化することになると思われます。

### （３）少額類型送金サービスの活用

前述のとおり第三種資金移動業（少額類型）では、利用者資金保全のための供託に代えて、分割管理（預貯金等管理方法）の方法を届出により用いることができることになりました。

分別管理による方法は、規制コストを低下させることで、利用者に安価に利便性の高いサービスが提供されることを期待して新設されたものですので、今後利便性の高いUIの開発を目指して新規参入するスタートアップが

増えてくることも想定されます<sup>17</sup>。

#### (4) 少額後払いサービスへの参入

新割賦販売法では、従前の包括信用購入あっせん業者より緩和された要件にて、少額後払いサービス、すなわち、利用者に対してコード番号等を付与し、少額（10万円以下）の極度額内において、利用者が販売店で購入した商品やサービスの対価を立て替えるサービスを実施することが可能となります。

かかる新たな少額後払いサービスは、現行の支払可能見込額調査に代えて、データの収集・解析その他の情報処理技術を利用した与信審査手法が認められると見込まれるため、スマートフォン等の情報機器を活用した消費者向け決済サービスになじむものと考えます。

#### (5) コード決済事業者における規制対応の必要

前述のとおり、新割賦販売法においては、クレジットカード番号等の適切管理義務を負う事業者の範囲が広がりました。

このうち、特に、コード決済事業者について、資金決済法上の前払式支払手段に該当するコードを発行し、かつ、利用者からクレジットカード番号等の提供を受けて当該コードとクレジットカード番号とを結びつけて決済に利用する場合、①資金決済法上の情報安全管理義務<sup>18</sup>と②割賦販売法上のカード番号等適切管理義務と、両方の法規制への対応が求められることになると考えられますので、留意が必要です。

※本記載事項は、公表時点の情報を前提としています。今後新たな情報、解釈が示される可能性があることにご留意ください。ご不明点、ご疑問点等ございましたら、下記執筆担当者までご遠慮なくお問い合わせください。

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 堀越 友香 ([horikoshi\\_y@clo.gr.jp](mailto:horikoshi_y@clo.gr.jp))

弁護士 本行 克哉 ([hongyo\\_k@clo.gr.jp](mailto:hongyo_k@clo.gr.jp))

<sup>17</sup> もっとも、分割管理される預貯金等により管理されなければならないため、業者は当然ながらその資金をシステム投資などに回すことはできませんし、この分割管理を行う場合であっても、最低要履行保証額である1000万円（現行資金決済法施行令14条）は少なくとも供託等により保全する必要がありますので、資金力に乏しいスタートアップにとって初期の資金調達はなお課題といえそうです。

<sup>18</sup> 上述のとおり令和2年6月26日付け事務ガイドライン改正により強化されています。